

東近江市あいとう診療所の指定管理者の指定につき議決を求め ることについて

東近江市あいとう診療所の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市あいとう診療所	滋賀県東近江市妹町29番地 愛東地域包括ケア推進会	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

提案理由

東近江市あいとう診療所の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。